

別表 返戻金制度

1. 株式会社パソライズ（以下「紹介会社」という。）は、紹介会社の紹介により採用された求職者が、自己都合退職その他本人の責めに帰すべき事由により退職した場合、採用企業に対し、受領した紹介手数料について下表の割合により返還するものとする。

求職者の退職時期	返還割合
入社日から1か月未満	紹介手数料の80%
1か月以上2か月未満	紹介手数料の50%
2か月以上3か月未満	紹介手数料の20%
3か月以上6か月未満	紹介手数料の10%
6か月以上	返還なし

2. 適用除外次の各号のいずれかに該当する場合は、本返戻金制度の対象外とする。
 - ・採用企業の責めに帰すべき事由により退職した場合
 - ・労働条件の相違、賃金不払いその他採用企業に起因する事由により退職した場合
 - ・天災地変その他やむを得ない事由により退職した場合
3. 返還方法
採用企業からの請求に基づき、退職事実を確認した後、請求書受領日から30日以内に返還するものとする。